

「(仮称)北薩風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する  
環境の保全の見地からの知事意見

1 総括事項

- (1) 環境影響評価を実施するに当たっては、関係法令等を遵守するほか、鹿児島県環境基本計画及び関係市町の環境基本計画等に記載のある環境に配慮すべき事項についても十分勘案すること。
- (2) 本事業計画の検討に当たり、今後適切な方法により調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて風力発電施設（取付道路等の付帯設備を含む。以下同じ。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）を検討し、環境への影響の回避又は低減に努めること。  
また、配置等を決定するに当たり、環境の保全の見地から検討した経緯及び内容については、準備書以降の図書に適切に記載すること。
- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、複数案の比較を行い、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。  
また、環境への影響の回避又は十分な低減ができない場合は、風車の設置基数の削減のほか、事業計画の見直しを含めて検討すること。
- (4) 環境影響評価を実施するに当たっては、重要な動物の生息や植物の生育が確認されるなど新たな事実が判明した場合には、速やかに県及び関係市町に報告し、協議を行うとともに、必要に応じて専門家などの意見を聴取し、選定項目などの見直し又は追加を検討のうえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 風力発電施設の配置等に係る具体的な事業計画が記載されていないところであるが、準備書においては、これらを明確に記載するとともに、適切な調査、予測及び評価を行い、実施する環境保全措置と併せて記載すること。
- (6) 対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による風力発電所の設置計画に係る環境影響評価手続が進められており、近接して風力発電施設が立地することによる累積的な環境影響が懸念されることから、風力発電施設の配置等については、事業者間で十分に協議・調整を行った上で、実現可能な事業計画を準備書に記載すること。  
また、他事業者が計画している風力発電施設との累積的な影響が生じることが懸念されることから、その影響について検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (7) 準備書の作成に当たっては、事後調査（建設工事及び供用後の環境の状況を把握するための調査）の可否について検討するとともに、事後調査結果において、予測範囲を超える影響が確認された場合は、その対処方法を検討すること。

## 2 個別事項

### (1) 大気環境に対する影響

ア 対象事業実施区域の周辺には複数の住居等が存在しており、工事中及び供用時における大気質、騒音及び超低周波音並びに振動による生活環境への重大な影響が懸念されることから、風力発電施設の配置等の検討に当たっては、最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、大気環境への影響を回避又は低減すること。

イ 大気質及び騒音については、工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に係る調査項目において、事業者のこれまでの実績を踏まえ、調査、予測及び評価をしないとしているが、その理由を具体的に準備書に記載すること。

ウ 騒音、超低周波音及び振動に係る調査地点の選定に当たっては、風力発電施設からの距離、風向・風速などの気象条件、地形などに影響されることから、風力発電施設からの距離、高度などについて配慮の上、調査地点を選定し、調査、予測及び評価すること。

また、施設の稼働による騒音、超低周波音への影響については、その聞こえ方に個人差があり、立地環境や生活様式、住居環境も異なることから、調査、予測及び評価を行うに当たっては、過去の被害事例なども調査し、風力発電施設の配置、稼働制限時間などの措置を含め、施設稼働後に影響が確認された場合の対策についても十分に検討し、それらの結果を準備書に具体的に記載すること。

### (2) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、風力発電施設の配置等の検討に当たっては、最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、風車の影による生活環境への影響を回避又は低減すること。

### (3) 水環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、砂防法（昭和30年法律第29号）に基づく砂防指定地並びに水道原水の取水河川及び内水面漁業権が設定された河川を含む複数の河川等が存在しており、土地の改変に慎重を要する区域である。

本事業により、土砂・濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念されることから、工事中の水環境のモニタリングの実施及び土砂・濁水の流出を最小限に抑えるための土砂流出防止措置の検討を実施し、水環境への影響を回避又は低減すること。

また、沈砂池などの土砂流出防止措置については、その規模、算定根拠及び維持管理の方法を準備書に記載すること。

(4) 動物、植物、生態系に対する影響

ア 対象事業実施区域及びその周辺は、クマタカ、サシバ等の猛禽類の営巣地となっている可能性が高く、また、国指定天然記念物のヤマネの生息地及びウナギ等の水生生物の生息地があるほか、国指定特別天然記念物のマナヅル及びナベヅル並びにアカハラダカ等の渡り鳥の飛来も想定されることから、風力発電施設の配置等の検討に当たっては、県、関係市町及び専門家等の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、動物への影響を回避又は低減すること。

また、今後の詳細な調査で、対象事業実施区域内に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及び鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年鹿児島県条例第11号）で指定されている種が確認された場合、国及び県との協議を行うこと。

なお、バードストライクやバットストライクについては、最新の知見を踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。

イ 風力発電施設の設置に伴う森林伐採により、哺乳類等の動物の行動、生息地の利用状況の変化や植生の変化等による影響が考えられるため、適切に調査、予測及び評価を行い、森林伐採による生態系への影響を回避又は低減すること。

また、法面等の緑化においては、生態系への影響を回避又は低減すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺には、県立自然公園条例（昭和33年鹿児島県条例第27号）に基づき指定された川内川流域県立自然公園があり、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林が存在するなど、自然環境の保全上重要な地域が含まれている。これらの地域に風力発電施設の配置等を検討する場合は、保安林を原則除外するよう検討するとともに、自然環境に対する影響が最小限となるよう適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 景観に対する影響

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、「紫尾山」などの主要な眺望点、景観資源が存在しており、眺望景観等への影響が懸念されることから、鹿児島県景観条例（平成19年鹿児島県条例第62号）の基本理念を十分踏まえた対応を行うこと。また、周囲の環境と調和した景観が保全されるよう「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」に基づき、県及び関係市町との協議を実施すること。

なお、県、関係市町、専門家、地域住民及びその他の利用者の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い景観への影響を回避又は低減すること。

イ 川内川流域県立自然公園内に高さ30メートルを超える風力発電施設を建設する場合は、県立自然公園条例（昭和33年鹿児島県条例第27号）

に基づく届出が必要である。

なお、計画にあたっては風景の保護上、影響を与えないよう配慮する必要があることから県との協議を行うこと。

ウ 「藤川天神」は、天然記念物に指定されている「臥龍梅」の花見など、不特定かつ多数の者が利用する場所であることから、主要な眺望点に追加すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

対象事業実施区域の周辺には、「藤川天神」などの主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在していることから、県、関係市町、専門家、地域住民及びその他の利用者の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は低減すること。

(7) 廃棄物等に係る影響

ア 建設工事においては、廃棄物の発生を抑制するとともに、発生した廃棄物は適正に処理すること。また、廃棄物の種類、発生量及び処分方法について準備書に記載すること。

イ 建設残土の処分については、水環境、動物、植物及び生態系等への影響を及ぼす場合が考えられることから、必要に応じて専門家等へ意見聴取し、調査、予測及び評価を行い、影響を回避又は低減すること。

また、対象事業実施区域は、紫尾山の尾根部に当たるとともに、その周辺には紫尾山北麓に沿って出水断層（活断層）の存在が確認されており、大雨時や地震において、土砂災害の発生のおそれがあることから、建設残土の処分については、尾根にある谷部分を埋める方法にて実施しないこと。

ウ 風力発電施設の工事中及び供用時における風化土層の崩壊・流出、斜面維持に係る調査を行うとともに、地質や含有する重金属等の有害物質についても調査を行い、適切に予測及び評価を行うこと。

(8) その他

ア 地球温暖化防止の観点から、工事の実施における温室効果ガスの排出削減について、検討すること。

イ 事業計画、環境調査及び工事内容に関する情報については、環境影響評価に係る図書をインターネットにおいて継続して閲覧できるようにするなど、地域住民及び関係市町に対し、積極的に情報公開及び説明を行うこと。